

平成七年度 陵墓関係調査概要

陵 墓 調 査 室

陵墓調査室では、古代高塚式陵墓及び埋蔵文化財包蔵地内にある陵墓の保全・整備のために必要な土木工事を実施するに当たって、施工区域・箇所の遺構と遺物の有無を確認し、工法決定に資するために事前調査・立会調査を行っている。平成七年度も各陵墓監区事務所と協力して次の区域・箇所において調査を行った。

事前調査

一、応神天皇惠我藻伏崗陵（大阪府羽曳野市誉田六丁目）境界線整備工

事区域の事前調査（古市監区 四月）

担当 德田誠志・浅井良寛・中西克仁

二、成務天皇狹城盾列池後陵（奈良県奈良市山陵町）整備工事区域の事

前調査（畝傍監区 十・十一月）

担当 福尾正彦・佐藤利秀・梅森康史・鎌田幹史・小走泰弘・山本昌

弘

三、岩坂陵墓参考地（島根県八束郡八雲村大字日吉）崖地防災整備工事区域の事前調査（月輪監区 十一月）

担当 川上昭一（八雲村教育委員会事務局）

四、武藏陵墓地（東京都八王子市長房町）内埋蔵文化財調査（多摩監区 二・三月）

担当 福尾正彦・佐藤利秀・徳田誠志・山浦和幸・村上啓明

立会調査

五、顯宗天皇傍丘磐坏丘南陵（奈良県香芝市北今市）下水栓取設工事箇

所の立会調査（畝傍監区 四月）

担当 小林利雄・大林茂男

六、神武天皇畝傍山東北陵付属地（奈良県橿原市大久保町）電柱支線新

設工事箇所の立会調査（畝傍監区 五月）

担当 本田均・池西良和

- 七、応神天皇惠我藻伏岡陵（大阪府羽曳野市誉田六丁目）境界線整備工事箇所の立会調査（古市監区 五・七月）
担当 北田和夫・松尾 浩・中西克仁
- 八、一乘院宮墓地（奈良県奈良市雜司町）石積積替工事箇所の立会調査（敵傍監区 六月）
担当 小走泰弘・山本昌弘
- 九、桂宮東ノ墓地（京都府京都市上京区相国寺門前町 相国寺内）土壟改修その他工事箇所の立会調査（月輪監区 七月）
担当 内海克己・藤井 熱
- 一〇、用明天皇河内磯長原陵（大阪府南河内郡太子町）下水道管理埋設工事箇所の立会調査（古市監区 七・八月）
担当 山本良文・真鍋慶一・佐々木靖秋
- 一一、醍醐天皇後山科陵（京都府京都市伏見区醍醐古道町）見張所改築工事箇所の立会調査（桃山監区 十・十一月）
担当 川下幸誠・松岡義泰
- 一二、高倉天皇皇后德子大原西陵（京都府京都市左京区大原草生町）鳥居改築工事箇所の立会調査（月輪監区 九月）
担当 杉江嘉則・山本忠浩
- 一三、応神天皇惠我藻伏岡陵（古市監区事務所）（大阪府羽曳野市誉田六丁目）ガス管改修工事箇所の立会調査（古市監区 九月）
担当 松尾 浩・小走直敬
- 一四、阿保親王墓（兵庫県芦屋市翠ヶ丘町）島居改築工事箇所の立会調査（桃山監区 九月）
担当 石塚俊光・今西良孝
- 一五、宇多天皇女御中宮温子ほか宇治陵第一六号地（京都府宇治市木幡）下水道管埋設工事箇所の立会調査（桃山監区 十月）
担当 西村英樹
- 一六、光明天皇ほか大光明寺陵（京都府京都市伏見区桃山町泰長老）見張所改築工事箇所の立会調査（桃山監区 十・十一月）
担当 德田誠志・今出伸一・坂本博史
- 一七、安閑天皇古市高屋丘陵（大阪府羽曳野市古市五丁目）見張所改築工事箇所の立会調査（古市監区 十一月）
担当 徳田誠志・北田和夫・中西克仁
- 一八、円融天皇後村上陵（京都府京都市右京区宇多野福王子町）引込電柱等改修工事箇所の立会調査（桃山監区 十月）
担当 藤原雅人
- 一九、明治天皇伏見桃山陵（京都府京都市伏見区桃山町古城山）第二鳥居改築工事箇所の立会調査（桃山監区 十二月）
担当 藤林幸祐

三、仁徳天皇皇后磐之媛平城坂上陵（奈良県奈良市佐紀町）整備工事区

域の立会調査（畝傍監区 一・二・三月）

担当 笠野 肇・谷垣孝実・野上修也・池西良和・鎌田幹史

三、後鳥羽天皇ほか大原陵（京都府京都市左京区大原勝林院町）入口石

柱鉄扉取設工事箇所の立会調査（月輪監区 二月）

担当 杉江嘉則・寺田勝比古

三、岩坂陵墓参考地（島根県八束郡八雲村大字日吉）崖地防災整備工事

区域の立会調査（月輪監区 二月）

担当 川上昭一（八雲村教育委員会事務局）

四、雄略天皇丹比高鷲原陵（大阪府羽曳野市島泉八丁目）駐車場整備工事箇所の立会調査（古市監区 二月）

担当 松尾 浩・中辻 武・寺本公通

五、応神天皇惠我漢伏崗陵（古市監区事務所）（大阪府羽曳野市誉田六丁目）動力線引込その他工事箇所の立会調査（古市監区 二月）

担当 久保俊郎・北田和夫・中西克仁

六、昭憲皇后伏見桃山東陵（京都府京都市伏見区桃山町古城山）第二

事前調査四件のうち一・二・三については、関連する七・一二三も含めて後掲報文に詳述する。

四の武藏陵墓地は、将来にわたって新陵を営建することが考えられるので、予め調査したものである。東京都教育庁・八王子市教育委員会事務局と事前に打ち合わせ、該所が多摩丘陵の斜面地で、遺構・遺物は少ないものと予測されるので、まず遺跡の範囲を確認するトレーナーを必要

十分に入れ、これに係る遺構は完掘し、あるいは周囲に重要な遺構遺

六、欽明天皇檜隈坂合陵（奈良県高市郡明日香村大字平田）下水管埋設工事箇所の立会調査（畝傍監区 三月）

担当 柴原博一・古河稔也

元、昭憲皇后伏見桃山東陵（京都府京都市伏見区桃山町古城山）駒寄涌寺内・同雲竜院内）陵名石標改修工事箇所の立会調査（月輪監区 三月）

担当 今出伸一・森岡正則

三、尊称皇太后祺子後月輪陵ほか（京都府京都市東山区今熊野泉山町泉

止柵取設その他工事箇所の立会調査（古市監区 三月）

担当 富賀 稔・井上 武

担当 曾田誠二・宮田幸一

三、履中天皇百舌鳥耳原南陵（大阪府堺市石津ヶ丘）御拝所両脇侵入防

止柵取設その他工事箇所の立会調査（古市監区 三月）

担当 富賀 稔・井上 武

物の分布が予想される場合は、トレントを拡張・新設することとし、調査に臨んだ。計六八三平方メートルを発掘した結果、平安時代の堅穴住居址一、繩文時代の土壙（落穴）一、時期不明の炉穴一、同土壙五が認められた。また類例の少ない弥生時代中期の土器がまとまって出土した地点では、その周囲を精査したが、結局遺構を検出できなかつた。整理が終わり次第、報告する予定である。

立会調査のうち、見張所改築工事に伴う一六・一七及び特別營繕工事に伴う一一の三件は、当調査室員も参加して調査したもので、報文を後に掲げる。以上のほかの調査は、以下のとおりで、八・三〇で瓦片が出土した以外、遺構・遺物は検出されなかつた。

五、掘削範囲の地層は、五層に分かれ、下位の三層は明らかな地山で、上位の一層もその疑いが強い。

六、掘削範囲中にポリ袋やコンクリート構造物を含み、歩道敷の埋戻土と思われた。

八、在来の石積の一部に墓石やそれらしい石塔片を用い、裏込はほとんどない。掘削部分は三層に分かれ、最下層から瓦片が出土し、三層は盛土または流込層と思われる。

九、掘削が在来土壙の基礎埋戻土および表土に限られた。

一〇、見張所付近ではやや柔らかい茶褐色土で、おそらく昭和四十六年頃の盛土に相当するものと思われる。東側の参道は、盛土と攪乱土層の下が、シルト質のブロックを含んだ非常に堅い地層で、周辺地でもよく

見られる地山。遺構・遺物は検出されなかつた。

一一、掘削範囲は、表土下が締まりのない黄褐色土（若干礫を含む）ばかりで在来鳥居の埋戻土と思われる。

一二、掘削は、大部分が五と重複するが、重複しない監区事務所西側広場では、舗装の下が汚れた土で、新しく、盛土または攪乱土層と思われ、事務所寄りの三分の二は、この下に厚さ一〇センチの黄褐色砂質土があつて、自然層または流込層のようである。

一三、大部分が在来鳥居によつて攪乱されていたが、坪所または墳丘の盛土と思われる地層があつた。

一四、表土と盛土の下の、薄茶色砂層・茶褐色砂礫層の一層は掘り残した地山と思われるが、盛土の可能性も残る。

一五、流込層や攪乱土層の下に地山が認められた。

一六、標準的な層序が、上から表土・盛土・旧表土・攪乱土層・地山（黄褐色粘土層や岩盤）で、遺構は認められなかつた。

一七、見張所の基礎掘削工及び上下水道管理設工の範囲は、おおむね人为的な盛土層のように思われた。

一八、在来コンクリート基礎のうえの覆土のみを掘削した。

一九、表土の下が黄褐色砂質土の攪乱土層または盛土層であつた。

二〇、表土・攪乱層の下は、粘質土層で、このあたりに多い大阪層群に属する土と思われる。

二一、監区事務所西側の広場を掘削したが、旧道路面がでてきたところ

で止めた。

二六、在来鳥居の基礎を再利用したので、掘削はその上の覆土にとどまつた。

二七、掘削範囲は、脆く崩落しやすいところから、盛土層と攪乱層と思われる。

二八、駐車部分では、舗装の下に青灰色粘土ほかの攪乱層または盛土層と思われる厚さ一〇センチの土層があり、その下に上面がほぼ水平な地山の茶褐色シルト層が広がる。一段高い見張所周辺では攪乱土層または盛土層に限られる。

二九、掘削が在来木柵の埋戻の範囲内であった。

三〇、泉涌寺内の月輪陵等では、表土の下が瓦・岩片などを含む盛土層であった。雲竜院内の後光嚴天皇分骨所では、表土の下はいわゆる山土である赤色粘土の流込土層、その下は非常に堅いシルトであった。

三一、表土の下は、径一〇センチ前後の礫を含む締まりのない明褐色砂質土で、拝所を整備した際の盛土と考えられる。
(笠野 豊)

狭城盾列池後陵整備工事区域の事前調査

成務天皇狭城盾列池後陵は、奈良盆地の北郊に位置する前方後円墳で、垂仁天皇后日葉酢媛命狭木之寺間陵、称徳天皇陵と併せて佐紀三陵と呼ばれている。本陵は、南にのびる低台地の西縁に主軸をほぼ南北

に据えて築造されている。該所はまた、東側から西側への傾斜変換点にもあたるため、墳丘の東と西裾では四メートル以上の比高差があり、後円部と前方部に渡土堤を設け、段差を解消している。現長は前方部西側部分で計測すれば、約二八メートルであるが、今回の調査所見を加味すれば、後円部北端の状況が不明であるものの（現在、この部分の裾部には人頭大の礫が整然と認められ、本来の裾部に近いと考えられる）、二〇四メートル前後に復元できよう。

墳丘部は三段に築成されているが、西側部分ではさらに下一段が加わる可能性がある。また、周囲をめぐる濠は先述の南北の渡土堤により区画され、西濠を一号、東濠を二号と称している。また、二号濠の南側には幅狭の長台形状の濠があり、あるいは二重濠の痕跡かとも考えられている。これを三号濠と呼んでいる。

本陵の墳丘や外堤の裾部は経年の波浪により浸食され、各所でガマ状の形状を呈している。そこで、一号濠に関してはすでに石積護岸工事のなされた外堤部分（昭和四十一年竣工）を除く箇所、二号濠についてはくびれ部北方部分を除く箇所、三号濠は全周についての護岸工事等の整備工事が計画された。このことに伴い、平成七年十月三十日～十一月二十九日にかけて、事前の発掘調査を実施した。期間中、坪井清足・梅田甲子郎・青木義光の三氏に各々、考古学・地質学・土木工学の専門的立場から現地検分を願い、それぞれの立場からの指導、助言を賜った。